

学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されています。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下のとおりお知らせいたします。

1. 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」となります。

2. 出席停止の判断の目安

- ① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ② 風邪の症状や発熱がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ③ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

3. 出席停止の期間

上記 2.①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により、出席停止期間は「療養期間終了まで」となります。登校の再開にあたっては、保健室に確認してください。上記 2.②及び③の場合保健室へ相談するとともに、必要な場合は医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は療養期間終了までとします。それ以外の場合は解熱後解熱剤等を服薬しなくても発熱のない状態が24時間継続後とします。

4. 出席停止により欠席した授業等の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、コロナ禍特例公欠として手続き可能ですので、快復した際は、1週間以内に保健室で手続きしてください。

5. 罹患した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した等、2.①～③に該当した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、[Forms](#)・電子メール又は電話（登校はしないこと）により、次に掲げる事項について保健室に報告してください。

- ① 現在の状況
- ② 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ③ 診断日
- ④ 受診した医療機関
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における居住地以外の滞在歴、外国への渡航歴の有無
(滞在歴がある場合は、期間・国名及び都市名)
- ⑥ 症状が現れた日の2日前からの本学の関係者との接触の状況
(授業等への出席状況を含む)
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

6. 濃厚接触者となった可能性がある場合について

濃厚接触者(※)となった可能性がある場合は、保健室へ連絡します。また、濃厚接触者と判断された場合は、感染者と最終接触した日から5日間の自宅待機となります。その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱かつ急性呼吸器症状が出た場合には、すぐに下記電話相談へ相談するとともに、保健室へ連絡してください。自宅待機中に授業を欠席した場合は、「2. 出席停止の判断の目安」に準じて取扱います。

※「濃厚接触者」とは

- ①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④マスクなしまたは、不織布以外のマスクで、1メートル以内で15分以上、会話等接触のあった者